

平成18年6月7日

各 位

上場会社名 株式会社タクミナ  
本店所在地 大阪府中央区南船場二丁目4番8号  
コード番号 6322  
上場取引所 大阪証券取引所（市場第二部）  
問い合わせ先 責任者役職名 取締役管理部長  
氏 名 瀬山 勲  
電話番号 06-6271-3971

### 定款一部変更に関するお知らせ

平成18年5月11日開催の当社取締役会において、定款一部変更について、平成18年6月23日開催予定の第30回定時株主総会において、下記のとおり付議する事を決議いたしましたのでお知らせ致します。

#### 記

##### 1. 変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」という）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い「会社法」および「整備法」に基づき、定款の一部変更を次のとおり行うものであります。

- (1) 会社法では定款の定めにより単元未満株主の権利を限定することができることから、本規定を新設するものであります。
- (2) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考資料等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。
- (3) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなす事を可能にするための規定を新設するものであります。
- (4) 社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結する事を可能にするための規定を新設するものであります。

なお、本既定の新設に関しましては、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。

- (5) 取締役の適正人員の確保を図るため、員数の制限を設けるものであります。
- (6) その他、会社法が施行されることに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更

等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む事を目的とする。 1. ～15. (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり)  <u>(1)～(15)</u> (現行どおり)
(新設)	<u>(機関の設置)</u> 第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。
(公告の方法) 第4条 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。</u> ただし、 <u>電子公告による</u> ことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して <u>行う。</u>	(公告方法) 第5条 当社の公告 <u>方法</u> は、 <u>電子公告とする。</u> ただし、 <u>電子公告を行う</u> ことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して <u>公告する。</u>
第2章 株式	第2章 株式
(発行する株式の総数) 第5条 当社の <u>発行する株式の総数</u> は、2,300万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の <u>発行可能株式総数</u> は、2,300万株とする。
(自己株式の取得) 第6条 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u>	(削除)
(新設)	(株券の発行) 第7条 <u>当社は、その株式に係る株券を発行する。</u>
(株券の種類) 第7条 当社の発行する株券の種類は、 <u>取締役会で定める株式取扱規則による。</u>	(削除)

<p>(1単元の株式の数)</p> <p>第8条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、1,000株とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第8条 当社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする。</p> <p><u>2. 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>
<p>(<u>単元未満株券の不発行</u>)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第9条 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式</u>（以下「<u>単元未満株式</u>」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の<u>株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料</u>については、<u>取締役会で定める株式取扱規則</u>による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の<u>株券の種類、株主（実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取およびその他株式に関する手続きならびに手数料</u>は、<u>取締役会で定める株式取扱規則</u>による。</p>
<p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p>第11条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所</u>は、<u>取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. 当社の<u>株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p>	<p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所</u>は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. 当社の<u>株主名簿、（実質株主を含む。以下同じ。）新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>

<p>(新 設)</p>	<p><u>(単元未満株式についての権利)</u>  <u>第 11 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u>  <u>(1)会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u>  <u>(2)会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u>  <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p><u>(基準日)</u>  <u>第 12 条 当会社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u>  <u>2. 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 3 章 株主総会</p>	<p>第 3 章 株主総会</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(基準日)</u>  <u>第 12 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p>
<p>(招集)</p>	<p>(招集の時期)</p>
<p>第 13 条 当会社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から 3 カ月以内に招集</u></p>	<p>第 13 条 当会社の定時株主総会は、<u>毎年 6 月にこれを招集する。</u></p>

<p><u>し、臨時株主総会は、必要あるときこれを招集する。</u></p>	
<p>(招集者および議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を<u>証する</u>書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を<u>証明する</u>書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>これを決する。</u></p> <p>2. <u>商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の 3分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3分の 2 以上をもってこれを決する。</u></p>	<p>(決議要件)</p> <p>第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3分の 2 以上に当る多数をもって行う。</u></p>

<p>(新 設)</p>	<p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第 <u>17</u> 条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第 <u>17</u> 条 株主総会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印または電子署名を行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>
<p>(員 数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、<u>15</u> 名以内とする。</p>	<p>(員 数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、<u>7</u> 名以内とする。</p>
<p>(選 任)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会で選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議には、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(選 任)</p> <p>第 19 条 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(任 期)</p>	<p>(任 期)</p>
<p>第 20 条 取締役の任期は、就任後 <u>2</u> 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結</p>

<p>2. 増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。</p>	<p>の時までとする。 2. (現行どおり)</p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第 21 条 <u>取締役会の決議により、代表取締役若干名を定める。</u> 2. 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>定める</u>ことができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第 21 条 <u>取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u> 2. 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>選定する</u>ことができる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p>	<p>(取締役会)</p>
<p>第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。 ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。 (新 設)  (新 設)</p>	<p>第 23 条 (現行どおり)  2. (現行どおり)  3. <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u> 4. <u>取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。</u></p>

(取締役会の決議方法)	
第 24 条 <u>取締役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役の過半数をもってこれを決する。</u>	(削除)
(取締役会の議事録)	
第 25 条 <u>取締役会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名捺印または電子署名を行う。</u>	(削除)
(取締役会規則)	
第 26 条 <u>取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u>	(削除)
(報酬)	
第 27 条 <u>取締役の報酬の限度額は、株主総会の決議により定める。</u>	(削除)
第 5 章 監査役および監査役会	第 5 章 監査役および監査役会
(員数) 第 28 条 <u>当社の監査役は、4 名以内とする。</u>	(員数) 第 24 条 (現行どおり)
(選任)	(選任)
第 29 条 <u>監査役は、株主総会で選任する。</u> 2. <u>前項の選任決議には、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</u>	第 25 条 <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>

<p>(任 期)</p> <p>第 30 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(任 期)</p> <p>第 26 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 31 条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤監査役)</p> <p>第 27 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p>
<p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第 32 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。</p> <p>ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査役会</u>)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p>

<p>(<u>監査役会の決議方法</u>)</p> <p><u>第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p><u>第 34 条 監査役会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名捺印または電子署名を行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役会規則</u>)</p> <p><u>第 35 条 監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>報 酬</u>)</p> <p><u>第 36 条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 6 章 取締役および監査役の責任免除</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>損害賠償責任の一部免除</u>)</p> <p><u>第 29 条 当社は、取締役会の決議をもって取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の既定により、社外取締役および社</u></p>

	<p><u>外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定できる契約を締結することができる。</u></p>
<p>第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第 37 条 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、<u>3 月 31 日を決算期とする。</u></p>	<p>第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 30 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p>
<p>(利益配当金)</p> <p>第 38 条 <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対してこれを支払う。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第 31 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株主質権者に対し、<u>期末配当を行うことができる。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>
<p>(中間配当)</p> <p>第 39 条 当社は、<u>取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(自己株式の取得)</p> <p>第 32 条 <u>取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</u></p>

(配当金の除斥期間)	(配当金の除斥期間)
<p>第 40 条 <u>利益配当金</u>または<u>中間配当金</u>が、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>第 33 条 <u>期末配当金</u>および<u>中間配当金</u>が、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>

以 上